

## 第5号議案 定款の一部変更について

定款の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、定款変更認可申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更内容の趣旨を変えない範囲において、その修正を組合長に一任する。

### 1. 主な変更理由

#### (1) 役員の数にかかるとの改正（第27条）

役員の数のうち理事の数は、合併時の統合経営計画書において、「統合後2期目以降の数は統合後に見直す」こととしていた。このため、理事の数を67名から48名に見直しする。

また、理事の数を削減したことにあわせ、監事の数も10名から5名に見直し、常勤監事2名と員外監事1名をおく。

これら役員数変更のため、所要の修正を行う。

#### 《理事の地区別定数（下段（ ）は常勤）》

安芸	香美	土長	高知	仁淀川
5 (2)	5 (2)	5 (2)	4 (2)	5 (2)
高西	幡多	青壮年部	女性部	県内全域
5 (2)	5 (2)	2	4	8 (6)
				合計
				48 (20)

#### (2) 役員の数にかかるとの改正（第28条）

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立（令和元年6月14日公布）により、成年被後見人等であることを特定の資格・職種・業務等における欠格者とする条項を設けている法制度について、心身の故障等の状況につき個別・実質的に照らして各業務等に必要な能力の有無を判断する規定へと適正化することとされた。

その一環として行われた農業協同組合法および同施行規則の改正（令和元年12月14日施行）をふまえ、所要の修正を行う。

## 2. 新旧対照表

新	旧
<p>(役員の定数) 第 27 条 この組合に、役員として理事 <u>48</u> 人及び監事 <u>5</u> 人を置く。 2 理事のうち 3 人以上及び監事のうち 1 人以上は、常勤とする。 3～4 [略]</p> <p>(役員の欠格事由) 第 28 条 次に掲げる者は、役員となることができない。 (1) 未成年者 (2) 法人 (3) <u>精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> (4)～(7) [略]</p> <p><u>附 則〔令和 2 年 6 月 29 日変更〕</u></p> <p>1 <u>この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、変更後の第 27 条第 1 項は、定款変更の認可後に任期の満了に伴う改選によって新たに就任する役員から適用する。ただし、補欠選任並びに第 30 条及び法第 95 条第 2 項の規定による改選並びに法第 96 条の規定による決議の取消しによる選任が、役員<u>の全員にかかるときは、この選任によって新たに就任する役員から適用する。</u></u></p> <p style="text-align: center;"><u>〔令和 2 年〇月〇日認可〕</u></p>	<p>(役員の定数) 第 27 条 この組合に、役員として理事 <u>67</u> 人及び監事 <u>10</u> 人を置く。 2 理事のうち 3 人以上及び監事のうち 1 人以上は、常勤とする。 3～4 [略]</p> <p>(役員の欠格事由) 第 28 条 次に掲げる者は、役員となることができない。 (1) 未成年者 (2) 法人 (3) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u> (4)～(7) [略]</p> <p><u>(新設)</u></p>